

ひな株取引規定（単元未満株式取引規定） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（規定の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この規定は、お客様と株式会社 CONNECT（以下、「当社」といいます。）との間の国内上場株式等の中から当社が選定する銘柄の単元未満株式取引（以下、「ひな株取引」といいます。）に関する取り決めです。</p> <p>2. (略)</p> <p>（規定の変更）</p> <p>第 10 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。<u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>（規定の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>1. この規定は、お客様と大和コネクト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の国内上場株式等の中から当社が選定する銘柄の単元未満株式取引（以下、「ひな株取引」といいます。）に関する取り決めです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>（規定の変更）</p> <p>第 10 条</p> <p>この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方法にてご通知します。</p>
<p>附則</p> <p>この規定は、<u>2020 年 5 月 27 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 株式会社 CONNECT</p>	<p>附則</p> <p>この規定は、<u>2023 年 5 月 1 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上 大和コネクト証券株式会社</p>

以上